

令和8年度第1回芽室町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和8年5月13日(水) 18時30分～

場 所 芽室町役場 2階 第7会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員指名
- 5 報告事項
 - (1) 令和7年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 6 町長諮問
- 7 議 事
 - (1) 国民健康保険税条例の一部改正について
 - ・子ども・子育て支援金制度の開始
 - ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正について
- 8 会長答申
- 9 その他
- 10 閉 会

令和7年度 歳入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

R8.5.1現在

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和7年度 当初予算額	令和7年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和7年度 当初予算額	令和7年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	777,780	700,881	△ 76,899		1 総務費	40,156	44,251	4,095	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	14,267	7,772	△ 6,495	国庫交付金 保健事業交付金	2 保険給付費	1,626,787	1,232,466	△ 394,321	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,645,009	1,283,747	△ 361,262	普通交付金 保険者努力支援 特別交付金	3 国民健康保険 事業費納付金	855,655	855,655	0	北海道への納付金
4 繰入金	160,127	148,578	△ 11,549	基盤安定繰入金 一般会計繰入金(概算)	4 保健事業費	29,690	24,809	△ 4,881	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	30,000	356,861	326,861	R6 繰越金	5 諸支出金	2	7,643	7,641	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	817	2,625	1,808	延滞金・療養費返還金等	6 予備費	75,710	0	△ 75,710	
					7 次年度繰越金	0	335,640	335,640	R7年度繰越金として R8年度歳入へ
歳入合計	2,628,000	2,500,464	△ 127,536		歳出合計	2,628,000	2,500,464	△ 127,536	

＜ 収 支 ＞

歳入決算見込額	2,500,464千円
歳出決算見込額	2,500,464千円
歳入歳出差引額	0千円

令和8年度 芽室町国民健康保険税条例改正の概要について

1 改正の概要

芽室町国民健康保険税条例について次のとおり改正します。

(1) 子ども・子育て支援金制度の開始

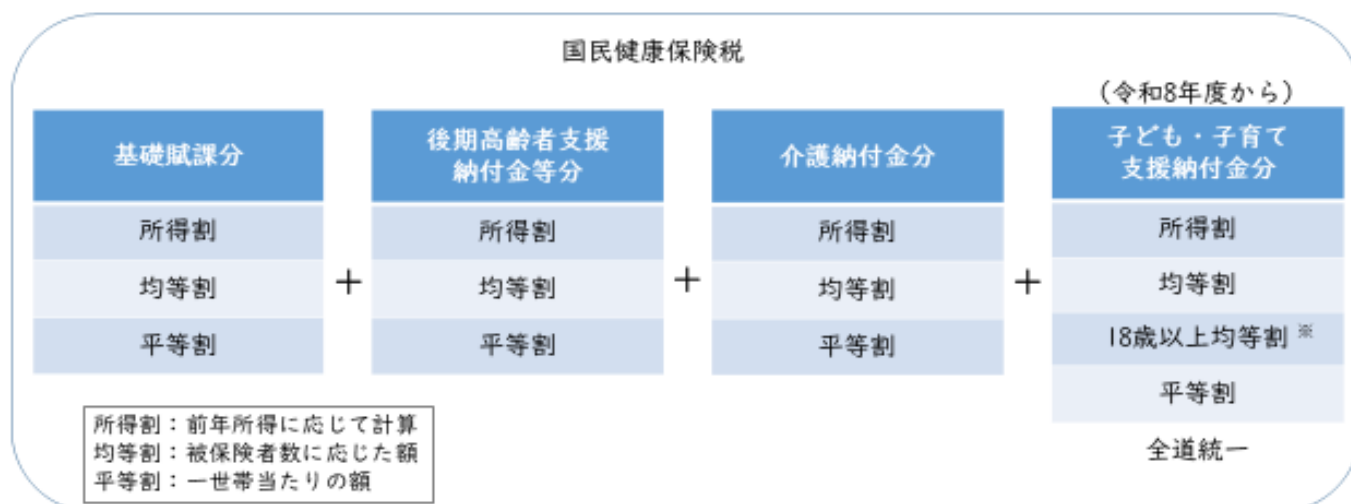
国民健康保険税は、「基礎賦課分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」の3区分から構成されていますが、これらに加えて、令和8年度より「子ども・子育て支援納付金分」の徴収が開始となります。(令和10年度にかけて段階的な引き上げが予定されています。)

(2) 地方税法等の一部改正に伴う改正

- ア 課税限度額の引き上げ
- イ 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

(3) 国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う改正

2 子ども・子育て支援金制度



○北海道では令和12年度までに全市町村の保険税率完全統一を目指しています。

○子ども・子育て支援納付金分の保険税率のみを先行して、令和8年度から全道統一することとなりました。(令和8年1月15日国医第2422号北海道保健福祉部長通知)

※子ども・子育て支援納付金分の均等割は18歳までは全額免除されます。この軽減分(公費による控除を除いた軽減分)を18歳以上の被保険者で賄う構造となっています。

子ども・子育て支援納付金分	
所得割	0.29%
均等割	900円
18歳以上均等割	200円
平等割	1,000円

3 地方税法等の一部改正に伴う改正

(1) 課税限度額の引き上げ

【経過等】

医療保険制度では、保険税（料）負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、国は、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税（料）負担に一定の限度（賦課限度額）を設けています。

高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税（料）負担の上限を引き上げずに、保険税（料）率の引き上げによって必要な保険税（料）収入を確保した場合、中間層の負担が重くなります。保険税（料）負担の上限を引き上げれば、高所得層により多く負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税（料）を設定することができます。

国は、毎年度、被用者保険におけるとのバランスを考慮し、将来的に賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるとしています。

令和8年度については、限度額を据え置いた場合、基礎賦課分との限度額超過世帯の割合が1.7%となる見込みであり、基礎賦課分の限度額を1万円引き上げます。

【改正内容】

法定限度額の改正		
	改正前	改正後
基礎賦課分	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	なし	3万円
合計	109万円	113万円

(2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で、5割軽減及び2割軽減については、物価上昇等の影響で応益分国保税の軽減対象者が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて基準額を見直す慣例があります。

今回の改正についても、令和8年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

【改正内容】

「令和8年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

4 国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う改正

【経過等】

令和8年度事業費納付金額が確定し、道から標準保険税（料）率が示されました。
この標準保険税（料）率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和8年度の国民健康保険税率を決定するものです。

【改正内容】

「令和8年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

5 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。
なお、今回の改正内容については、令和8年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和7年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

令和8年度芽室町国民健康保険税率等について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

基礎賦課分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.71%	66万円
均等割	28,981円	
平等割	28,766円	

【税率改正後】

基礎賦課分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>8.33%</u>	<u>67万円</u>
均等割	<u>28,824円</u>	
平等割	<u>28,376円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.67%	26万円
均等割	9,356円	
平等割	9,287円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.48%</u>	26万円
均等割	<u>9,158円</u>	
平等割	<u>9,016円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.04%	17万円
均等割	9,337円	
平等割	7,324円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.00%</u>	17万円
均等割	<u>9,159円</u>	
平等割	<u>7,147円</u>	

子ども・子育て支援納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	令和8年度より新設	3万円
均等割		
18歳以上均等割		
平等割		

子ども・子育て支援納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>0.29%</u>	<u>3万円</u>
均等割	<u>900円</u>	
18歳以上均等割	<u>200円</u>	
平等割	<u>1,000円</u>	

■ 軽減判定所得に乗じる額の改正

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 30 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)



【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 <u>31 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 <u>57 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

令和8年度 国民健康保険税率を用いた試算結果について

○令和8年度納付金額 本算定（確定係数）

□町から北海道へ支払う事業費納付金の額 790,883,000 円 ①

□国道等からの公費と市町村の個別歳入等 87,108,854 円 ②

① - ② 必要収納額	703,774,146 円 (道試算)
-------------	------------------------

○令和8年度標準保険税率による当初賦課試算

国保世帯数：2,129 被保険者数：3,989 人 (4/1 現在)

	調定額_試算結果 円	収入見込み額 円 (収納率 98.13%)
基礎賦課分	477,005,100	468,085,105
後期高齢者支援金等分	161,874,100	158,847,054
介護納付金分	71,022,700	69,694,576
子ども・子育て支援納付金分	18,537,700	18,191,045
合計	728,439,600	714,817,780

調定見込額 728,439,600 円

収納率 (98.13%) による 収納見込額 714,817,780 円

1. 令和6年度・令和7年度・令和8年度 年税額の比較

世帯例	令和6年度 保険税率	令和7年度 保険税率	令和8年度 保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得200万	429,800	442,100	436,200
		令和7年度年税額との差	▲ 5,900
例2：夫婦2人40代 子ども2人(未就学) 課税所得200万 2割軽減世帯	400,800	411,400	397,400
		令和7年度年税額との差	▲ 14,000
例3：夫婦2人70代 課税所得100万 2割軽減世帯	198,800	205,400	198,700
		令和7年度年税額との差	▲ 6,700
例4：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	110,200	114,200	110,600
		令和7年度年税額との差	▲ 3,600
例5：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	21,800	22,800	22,500
		令和7年度年税額との差	▲ 300

※ 総世帯数に占める割合が高い所得階層について、世帯構成例を仮定して試算

2. 低所得者に係る保険税額軽減措置世帯の割合（医療分）

		世帯数 下段：前年度世帯数	総世帯数に占める割合 下段：前年度
総世帯数		2,262 世帯	-
		2,223 世帯	
軽減割合	7割	461 世帯	20.4%
		553 世帯	24.9%
	5割	185 世帯	8.2%
		213 世帯	9.6%
	2割	155 世帯	6.9%
		181 世帯	8.1%
計		801 世帯	35.4%
		947 世帯	42.6%

【参考】 総所得金額の範囲毎の世帯数

総所得金額（円）の範囲		世帯数
900万以上		290
700万以上	900万未満	62
500万以上	700万未満	92
300万以上	500万未満	168
①② 200万以上	300万未満	203
③ 100万以上	200万未満	386
④ 1以上	100万未満	475
⑤ 0以上	1未満	586
合計		2,262

72.9%

（基準日 令和8年4月1日/令和7年所得で計算）

3. 賦課限度額超過世帯の割合（医療分）

全 2,262世帯のうち 329世帯
14.5%